

傷病手当金の申請について（被保険者の方へ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国の通知に基づき傷病手当金を実施することとしました。申請に際しては、以下の点をご確認いただき、手続きをいただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

1 対象者

南相馬市国民健康保険の被保険者で給与等の支払いを受けている方が以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服することができない場合に対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症に感染したとき
- 発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき

2 支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2/3 \times \text{日数（支給対象となる日数）}$$

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給されない場合や支給額が調整される場合があります。

3 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

4 適用期間

令和2年1月1日から令和4年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。

ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで。

5 申請等について

申請等の手続きに関して、以下の点にご理解とご協力をお願いします。

- ◎申請の際は、事前に必ずお電話で相談ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、郵送での申請をお願いします。
- ◎申請手続きに関するご相談やお問い合わせはお電話でお願いします。

裏面に続く

6 提出書類について（記載例を参考に記載ください。）

申請書には以下の書類の提出が必要です。

- ①傷病手当支給申請書（世帯主記入用）
- ②傷病手当支給申請書（被保険者記入用）
- ③傷病手当支給申請書（事業主記入用）
- ④傷病手当支給申請書（医療機関記入用）※医療機関を受診していない場合は不要
- ⑤給与等の支払いが確認できる書類（給与明細や給与が振り込まれた通帳の写し）
- ⑥被保険者証の写し

※審査のため、追加で書類の提出をお願いする可能性があります。

7 代理人が手続きをする場合について

- ・代理人の方が手続きをする場合は、委任状又は代理人届を提出してください。
- ・委任状又は代理人届には代理人確認書類の写しを添付してください。
- ・世帯主以外の方の口座への支払希望される場合は、①傷病手当支給申請書（世帯主記入用）の【受取代理人の欄】を必ずご記入ください。

8 支給決定等について

申請をいただいてから支給決定まで、調査等の関係から1～2か月かかる可能性があります。

9 審査のための調査等について

申請内容の確認のため、事業主、医療機関へ調査及び照会を行う場合があります。

10 傷病手当金の返還について

支給決定後に支給要件に該当しないことが判明した場合や過払いが生じた場合は、支給した傷病手当金を返還していただきます。

問い合わせ先

〒975-8686

南相馬市原町区本町2-27

南相馬市市民生活部市民課保険年金係

電話 0244-24-5233（直通）